

石綿障害予防規則について



事前調査の強化

◆ 既に規制が始まっている事項

- 事前調査の必要な**範囲の拡大**
- 事前調査の**方法**の改正
- **記録の作成・保存・掲示等**
- 事前調査の**結果等の報告**
(令和4年4月1日着工の工事から)
- 事前調査等を行う者の要件(工作物除く)
(令和5年10月1日施行)

◆ 今後規制される事項

- 事前調査等を行う者の要件(工作物に限る)
(令和8年1月1日施行)

建築物

- ・ 全ての建築物。
- ・ 建築物に設ける建築設備を含む。
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物

- ・ 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- ・ 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・ 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- ・ 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵

船舶

- ・ 船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

解体等の作業

- ・ 解体の作業
- ・ 改修の作業

〔 封じ込め
 囲い込み
 を含む 〕

を行うときは、あらかじめ解体等対象建築物等について**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です。

- 「**工作物**」の範囲が、建築物内の設備にまで広げられました（下線部）。
- 「**改修**」の範囲が広げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。（詳細は次のスライド）

小規模な「改修」も対象に

- ・ 従来の通達では『「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと。』としてていました。
- ・ しかし今回、事前調査を行う必要がない作業は、下記のように、ごく限られた場合のみと通達されました。

● 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア

石綿等が含まれていないことが明らかなもの

〔木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、
畳、電球等〕

であって

- ・ **手作業や電動ドライバー等**で容易に取り外せる
- ・ **ボルト、ナット等**の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能 など

除去等の際に**周囲の材料を損傷させるおそれのない作業**

イ **釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等**の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
（電動工具等で、石綿含有の可能性のある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）

ウ **既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等**、現存する材料等の除去を行わない作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

（令和2年8月4日・基発0804第8号 詳細は、通達本文を確認して下さい。）

事前調査の方法の改正（石綿則第3条②、⑤、⑨）

令和3年4月1日施行

- 事前調査は、**全ての材料について**、次に掲げる方法により行うことが必要です。
 - **設計図書等の文書を確認する方法**
 - **目視により確認する方法**
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに**事前調査を行うことが必要です。

事前調査で石綿等の使用の有無が
明らかとならなかったとき

- **分析調査を行う**

- **石綿等が使用されているものとみなして**法令に規定する措置を講ずる。

事前調査を目視等によらなくてよい場合 (石綿則第3条③)

令和3年4月1日施行

- 以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができます。**

① 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合

② 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく
「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶

③ 着工日が**平成18年9月1日以降**である建築物、船舶、施設等



- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。） 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 七 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から3年間保存**することが必要です。

<記録する事項・要約>

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 作業場所の住所・工事名称・工事概要
- ③ 調査終了日
- ④ 調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等
- ⑤ 調査対象の建築物・工作物・船舶の構造
- ⑥ 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）
- ⑦ 事前調査の方法（含・分析調査の方法）
- ⑧ 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
石綿等含有とみなした場合はその旨、
石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠
- ⑨ 建築物に係る事前調査を行った者の氏名、資格を証する書面（分析調査を行った者の氏名、資格を証する書面）
- ⑩ 目視確認が困難な材料の有無及び場所

① すべての解体等作業場

次の事項を**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。

<掲示する事項・要約>

- 調査終了日
- 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）の概要
- 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
石綿等含有とみなした場合はその旨、
石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠の概要

② 石綿等が使用されている解体等作業場

上記の掲示 + **事前調査の記録の写しの備え付け**

事前調査が必要な工事 >> 報告が必要な工事

- 原則すべての解体・改修工事
- 規模や請負金額にかかわらず小規模なものも

● 「事前調査」 必要

- ・ 調査方法は原則、**設計図書+目視**
- ・ 2023年10月からは**資格要件**あり

● 「記録の作成と3年間保存」 必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**

● 作業場に「記録の掲示等」 必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**
- ・ 石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

● 一定規模の解体・改修工事

● 「事前調査結果報告」 必要

- ・ 原則、電子システムで

解体等の作業に該当せず
事前調査を行う必要がない作業

- 材料を損傷させない
- 釘の抜き打ちだけ
- 塗装の重ね塗りだけ

など限られた場合

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。

(工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。)



事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。



建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

- 総トン数が20トン以上のもの



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるもの
(特定工作物)の解体・改修
工事で、請負代金が100万円
以上のもの

- ①反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ②配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ③焼却設備
- ④煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ⑤貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ⑥発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ⑦変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ⑧トンネルの天井板
- ⑨プラットホームの上家
- ⑩遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ⑪鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ⑫観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

令和5年10月1日から適用

- 石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

- システムの利用には**GビズID**が必要です。



GビズID



事前調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和5年10月1日施行

対象	調査に必要な資格等	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
工作物 令和8年1月1日から必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工作物（①～③、⑤～⑦）の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工作物（④、⑧～⑫）の解体等の作業 ・ 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製の船舶の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者 ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

Q.石綿作業主任者の資格を持っているが、この資格を持っていれば、石綿の事前調査も出来るという認識で間違いはないか？

A.作業主任者と調査者の資格は別々のものです。したがって、作業主任者の資格のみを持っている方が石綿の事前調査を行うことは出来ません。

分析調査を行う者の要件 (石綿則第3条⑥)

令和5年10月1日施行

● **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。

- ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
- ・(公社)日本作業環境測定協会の「**石綿分析技術の評価事業**」で**Aランク、Bランクの認定分析技術者**又は定性分析に係る合格者
- ・(一社)日本環境測定分析協会の「**アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析EPLA[®]-Tコース)修了者**」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者**」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター**」
- ・(一社)日本繊維状物質研究協会の「**石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業**」により認定される「**建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術**」の合格者

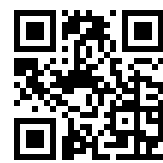
事前調査者講習を行っている機関



公益社団法人
愛知労働基準
協会



建設業労働
災害防止協会
愛知県支部



株式会社
建設業安全
推進協会



刈谷
労働基準
協会



中災防
中部安全衛生
サービスセンター(※)



株式会社
レント
イト教習センター



東海安全教習
センター
株式会社

(※現在、令和6年度内の講習を予定していません)



その他・石綿総合情報
ポータルサイト

分析調査講習を行っている機関

一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
(神奈川県厚木市三田2-10-10)



その他の改正

全て現在までに施行されています。

- **計画届**の提出範囲の拡大
- **石綿含有仕上げ塗材**除去方法の明確化
- **石綿含有成形品（レベル3）**に対する措置の強化
- 石綿等の切断等の際、**湿潤化できない場合の措置**
- 隔離した作業場所の**点検**等
- **写真等**による作業の実施状況の記録
- **作業の記録**の項目追加
- **除じん性能を有する電動工具**の使用の義務化

■ 詳しくは、**石綿総合情報ポータルサイト**をご覧ください。

- ・ 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。



除じん性能を有する電動工具の使用の義務化

(石綿則第6条の2,3、第13条)

令和6年4月1日施行

- 石綿等の切断等の作業等※において実施が義務付けられる措置に、**除じん性能を有する電動工具の使用等**の措置が追加されました。

改正前

①石綿等の切断等の作業等



湿潤化

義務

著しく困難な場合のみ、

除じん性能を有する電動工具の使用等の措置

努力義務

- ②石綿含有成形品のうち、特に石綿等の粉じんが発生しやすいもの
(**けい酸カルシウム板第一種**)を切断等の方法により除去する場合
- ③石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業



・ **作業場所の隔離（負圧は不要）
及び**

・ **当該石綿含有成形品の常時湿潤化**

義務

※石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
粉状の石綿等を、容器に入れる作業、容器から取り出す作業、混合する作業
石綿等の切断等の作業等で発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

除じん性能を有する電動工具の使用の義務化

(石綿則第6条の2,3、第13条)

令和6年4月1日施行

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書（令和5年6月20日公表）において、**除じん性能を有する電動工具の使用**は、石綿等を湿潤化した場合と**同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果**があることが確認された。



改正後

①石綿等の切断等の作業等

いずれかの
措置の実施
が義務

- ・ 湿潤化
- ・ **除じん性能を有する電動工具の使用**
- ・ その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置

②石綿含有成形品のうち、特に石綿等の粉じんが発生しやすいもの
(**けい酸カルシウム板第一種**) を切断等の方法により除去する場合

③石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業

いずれかの
措置の実施
が義務

- ・ 作業場所の隔離（負圧は不要）
及び
- ・ 当該石綿含有成形品の常時湿潤化
- ・ **除じん性能を有する電動工具の使用**
- ・ その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置



今後の化学物質管理について

～2月は**化学物質管理** **強調月間**です！～

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局

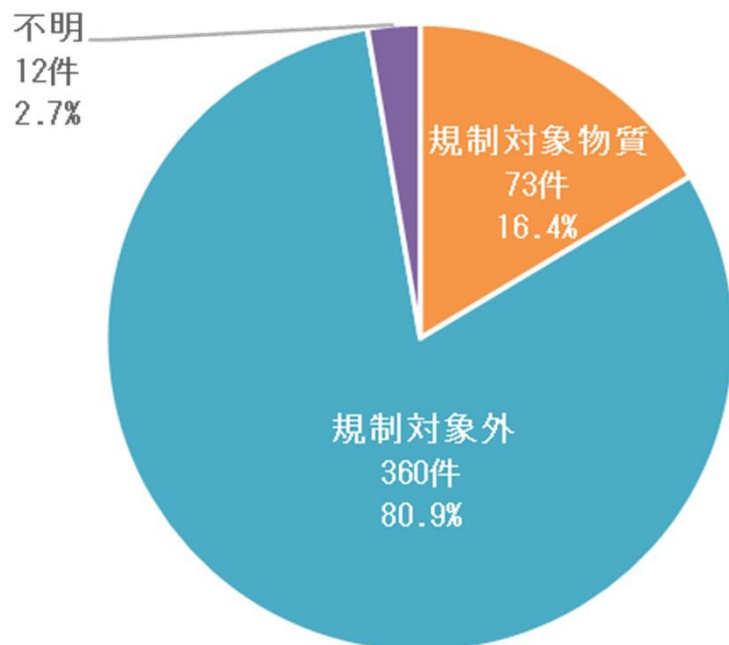
 安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSEはひとつにできる。

◆ 「何によって」、「どんな」災害が起きているか

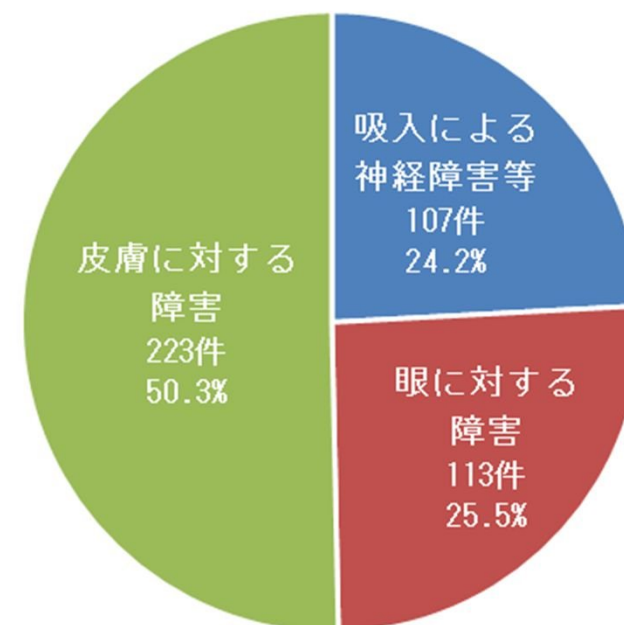
集計対象期間：1年間（令和元年4月1日～令和2年3月31日）

※**全国**の労働基準監督署に届出された労働者死傷病報告（休業4日以上）をもとに集計したもの。

物質の区分別災害発生件数（全国）



障害別災害発生件数（全国）



※障害別災害発生件数については、単一の災害で複数の障害区分に該当する事案が認められた。したがって、両グラフの総件数は一致しない。

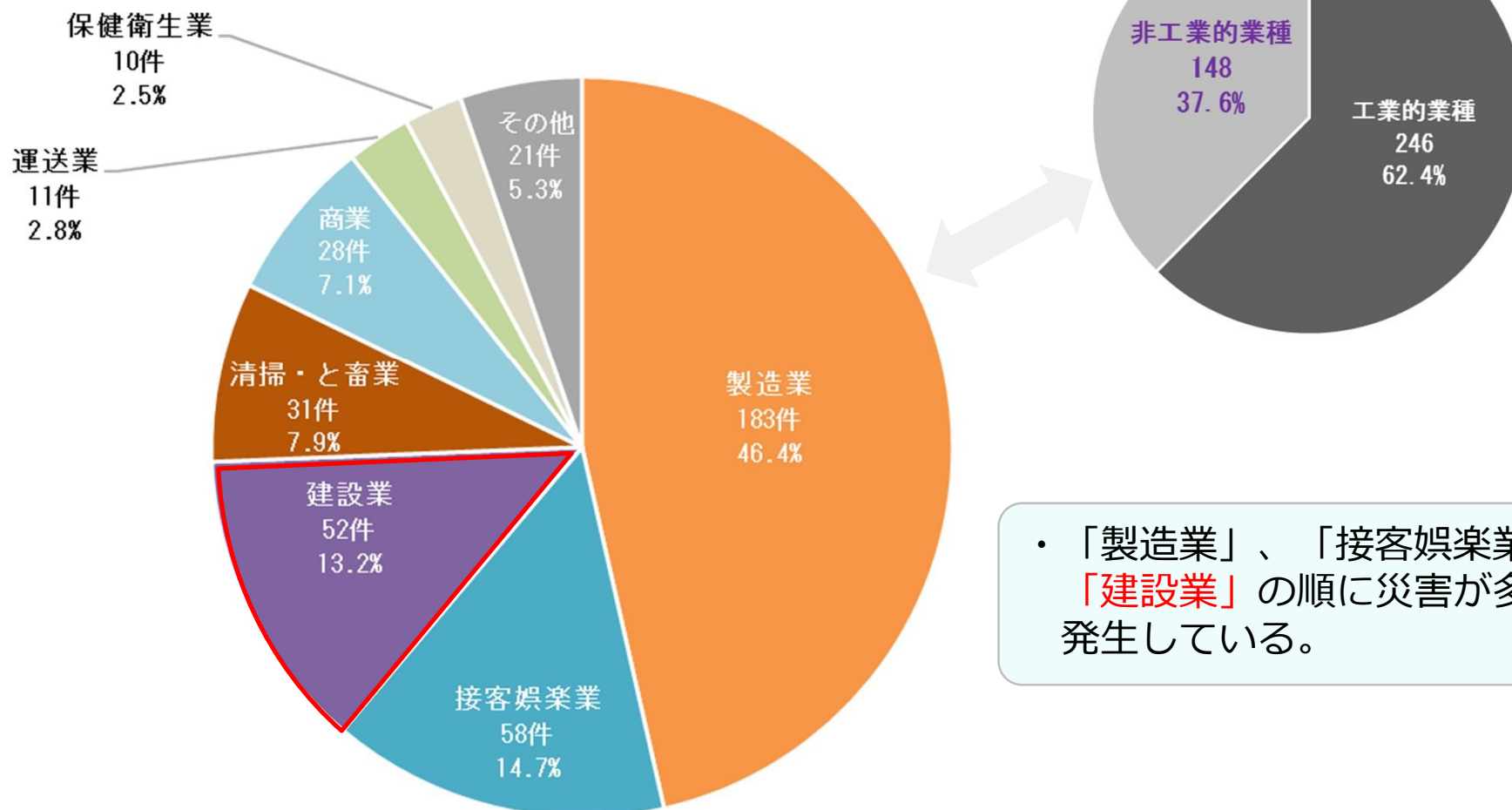
- ・ **規制対象外**の物質による災害が全体の**約8割**を占めている。
- ・ 「皮膚に対する障害」が全体の約半数を占めている。

◆ 「どのような作業場所で」 災害が起きているか

集計対象期間：10年間（平成26年1月1日～令和5年12月31日）

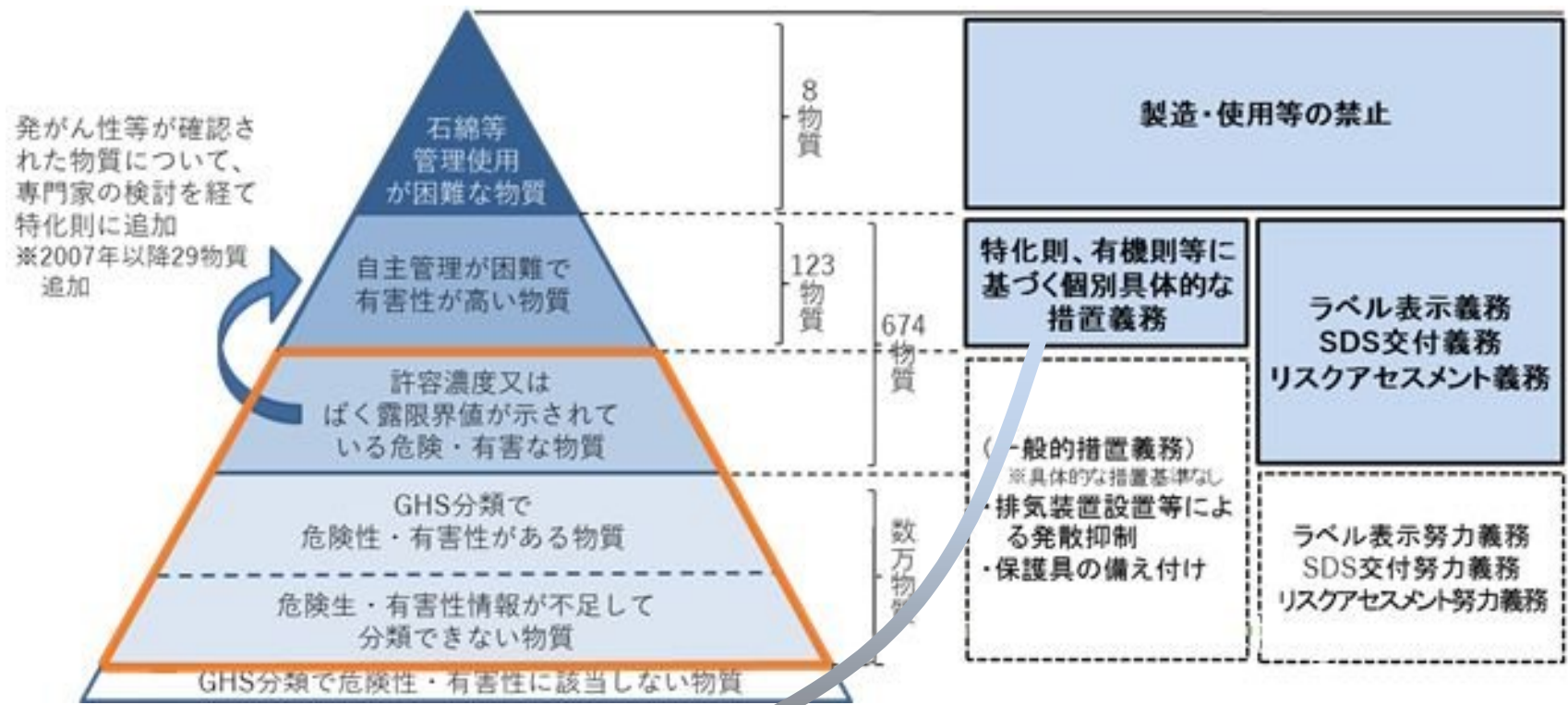
※愛知県内の労働基準監督署に届出された労働者死傷病報告（休業4日以上）をもとに集計したもの。

業種別災害発生件数（愛知県内）



- ・ 「製造業」、「接客娯楽業」、「**建設業**」の順に災害が多く発生している。

化学物質規制の枠組み（従来→現在）



特別則（労働衛生関係）

- ● 有機溶剤中毒予防規則
 - ● 鉛中毒予防規則
 - ● 除染電離則
 - ● 事務所衛生基準規則
 - ● 石綿障害予防規則
 - ● 特定化学物質障害予防規則
 - ● 電離放射線障害防止規則
 - ● 酸素欠乏症等防止規則
 - ● 粉じん障害防止規則
- (※) 一部略称にて記載

●●において、
▲▲の作業を行うときは、
■■を行わなければならない

新たな化学物質規制のイメージ

これまで

●●を使用して

▲▲の作業を行うときは、

法令で具体的に
定められたシーン

「やるべきこと」が
法令で明確になっていた
(他律的)

■ ■を行わなければならない

換気・排気装置の設置、健康診断、濃度測定など...



これから

これまでの規制

+

化学物質を使用する作業のリスク評価

⇒結果を踏まえて、対策を自ら検討・実践

「何をどうやるか」は
自らが判断し決める
(自律的)

効果的に進めていくために、
更なる具体的規制が追加された

化学物質管理者、濃度基準値、新たな枠組みの健康診断など

自律的な化学物質管理の方法

把握しよう！ 職場にある「モノ」の危なさ ～化学物質・粉状物質等のリスクアセスメント～



この世の中に全く無害なモノはありません。
「分からない」、「調べたことがない」がないように！

職場にあるモノがどんな「危なさ」(燃焼・火災等の危険性や人体への有害性)を持っているかを把握し、適切な管理を目指しましょう。

- 安衛法第22条により、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講ずることとされています。
- SDS交付が義務付けられているモノについては、事業者によるリスクアセスメントの実施が義務とされており、その他のモノについては努力義務とされています(安衛法第57条の3、第28条の2)。
- SDS交付義務の対象物は、今後も順次追加される予定であり、さらに幅広いモノについて管理が求められることとなります。
(労働安全衛生法を「安衛法」と表記しています。)

1. 職場にある「モノ」の危なさ
(危険性・有害性)を把握

2. 「モノ」と人が関わる作業内容や
ばく露の経路を把握

3. リスクを見積もり、ばく露の低減を
図る

詳しくはこのリーフレットをご覧ください。



改正法令等の概要（R6.4.1～本格的に施行）

リスクアセスメントを基軸とした 自律的な化学物質管理関係

- ・ RA対象物等の追加
- ・ 化学物質管理者の選任等
- ・ ばく露の程度の低減等
- ・ 衛生委員会付議事項の追加
- ・ RA結果等に係る記録の作成保存
- ・ 保護具着用管理責任者の選任等
- ・ RA結果に基づいて講じた措置についての意見聴取等
- ・ RA対象物健康診断の実施

・ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

・ 第三管理区分事業場に対する措置の強化

- ・ 別容器で化学物質を保管する際の表示
- ・ 安全衛生教育の拡充（雇い入れ時等、職長）
- ・ 災害発生事業場等への監督署長による改善指示
- ・ 特殊健康診断の実施頻度の緩和
- ・ がん等の遅発性疾病の把握強化
- ・ 注文者が措置を講じなければならない設備の拡充
- ・ 管理水準良好事業場に係る特別則の適用除外
- ・ SDSの通知方法の柔軟化や通知事項の適正化等